

# 群馬県人権尊重の社会づくり事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、真に人権が尊重される地域社会づくりを推進するため、ボランティア団体及び特定非営利活動法人等が行う人権啓発活動の振興を図るため、群馬県人権尊重の社会づくり事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金交付対象団体は、人権啓発に関する事業を行うボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等で次の各号に掲げる条件に適合する団体とする。

- (1) 県内に住所または活動の本拠を有すること
- (2) 一定の活動実績があり、かつ事業を完遂できる見込みがあること
- (3) 一定の規約を有し、代表者が明らかであること
- (4) 会計経理が明確であること

2 前項の補助対象団体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助の対象となる団体が自ら主催して実施する事業で、県民の人権意識の高揚を目的として実施するソフト事業とする。

(補助対象外事業)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 特定の政治または宗教活動を目的とする場合
- (3) 他の国または県の助成を受けている場合

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、原則として謝金、旅費、会場費、物件費、事務費の5科目とする。

ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) 食糧費、人件費その他恒常的な運営費
- (2) 人権啓発に直接必要が認められない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の範囲内かつ自己負担額以内を限度（上限10万円）に、知事が定める額とする。

(補助対象事業の実施期間)

第7条 補助の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金交付要望書の提出)

第8条 この補助金の交付を希望する者は、「群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金要望書」（様式第1号）（以下「要望書」という。）に知事が必要と認める書類を添付して群馬県人権男女・多文化共生課に1部提出するものとする。

(補助対象事業の内定及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による要望書を受理したときは、別に定めるところにより、補助しようとする事業及び補助金の額を内定し、申請した者に通知するものとする。

(補助金交付に関する手続)

第10条 前条の規定による内定の通知を受けた者は、速やかに群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金交付要綱に定めるところにより、必要な手続を取るものとする。

(軽微な変更)

第11条 「群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金交付要綱」第7条に規定する軽微な変更とは、事業の内容に著しい変更を及ぼさない程度の変更で、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 経費区分における経費の相互間における変更で、いずれか低い額の20パーセントを超える増減
- (2) 事業主催者の変更
- (3) 事業内容の重要な変更

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成18年4月19日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。